

第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における 「量の見込み」の算出等の考え方の概要

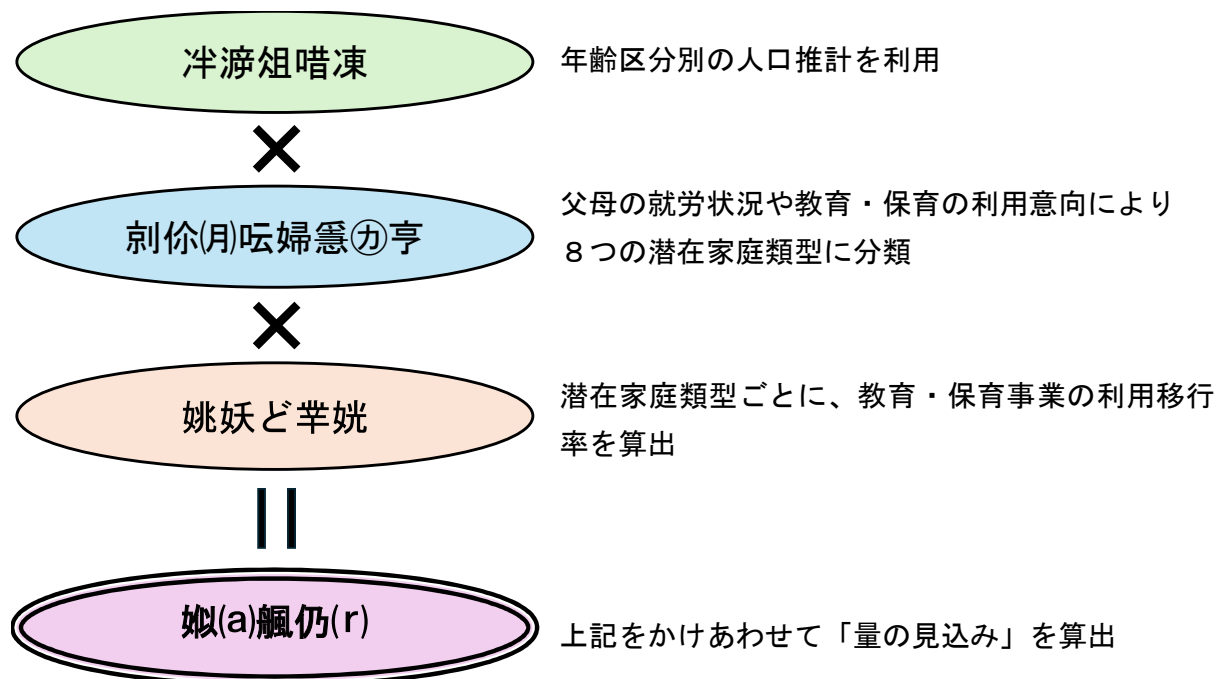
1 「量の見込み」と「確保方策」の具体的な考え方について

子ども・子育て支援法において、市町村は国が示す基本指針に即して、5年を1期とする市町村事業計画を作成することが義務付けられています。その計画の中には、教育や保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」やそれに対する「提供体制の確保の内容及びその実施時期」（以下「確保方策」という）について定めることとなっています。

また、市町村では、子育て中の保護者へのニーズ調査などを通して、教育や保育、地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況や将来の利用希望等を把握し、その結果を踏まえ「量の見込み」を推計、それに対する「確保方策」を具体的な目標として設定し、年次的な計画を策定していくこととなります。

2 「量の見込み」の算出方法について

「量の見込み」については、国の示す「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」算出等の考え方」を参照し、ニーズ調査の結果に基づき、各事業の教育・保育提供区域ごとに、以下の計算式を基本として算出します。



3 「量の見込みの」考え方について

国の示す第三期の「量の見込み」の考え方（手引き）において示されている主な点は以下となります。

【全般】

- ・量の見込みの算出に当たっては、トレンドや政策動向、地域の実情等を十分に踏まえるとともに、子育て安心プラン実施計画との整合性の確保を図りつつ、必要に応じて補正を行うこと。
（特に保育の受け皿整備の進捗による潜在的ニーズの顕在化や、女性の就業率の上昇傾向等に留意すること）

【教育・保育の量の見込みについて】

- ・保育ニーズ（2号・3号）のみならず、教育ニーズ（1号）についても、政策動向や地域の実情等によって変動する可能性がある。提供体制の不足が見込まれる場合には、幼稚園・認定こども園（1号）の定員増や、公立幼稚園の入園対象年齢の引き下げ等により確実に提供体制を整備すること。

【地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて】

- ・訪問型支援、通所型支援、短期入所支援の種類・量・質の充実を図るとともに、親子関係の構築に向けた支援を行う。
- ・放課後児童クラブに関しては、待機児童の解消、学齢期の児童が安全・安心に過ごせる場所の拡充が急務であることから、こども未来戦略において受け皿整備を早期に達成出来るよう取り組むこととされている。そのため、学年ごとの量の見込みを算出するなど、適切な利用ニーズを算出し、新たな待機児童の発生予防に努めること。
- ・子育て短期支援事業については、利用希望把握調査等の結果に加え、親子入所支援や入所希望児童支援の活用が想定される数を量の見込みに加えるなど、適切な補正を行いながら量の見込みを算出すること。
- ・一時預かり事業については、子育て負担を軽減する目的（レスパイト利用など）での利用が可能である旨を明確化する。

【児童福祉法の改正による新事業の量の見込みについて】

- ・令和4年児童福祉法改正により、地域子ども子育て支援事業として、①子育て世帯訪問支援事業、②児童育成支援拠点事業、③親子関係形成支援事業が新たに創設され、令和6年4月1日より施行される。これらの事業についても、「量の見込み」や「確保方策」を策定し、計画的に整備を進めていく必要がある。